



文部大臣岡田良平外五名外國勲
 章受領及佩用ノ件
 右謹テ裁可ヲ仰ク
 昭和二年三月二十二日
 内閣總理大臣若槻禮次郎



内

閣

賞勳局告示 四五號 内閣文勳第一七号

昭和二年三月十九日 内閣官署 出

昭和二年三月廿二日 裁

内閣總理大臣 大

賞勳局總裁



法王廳 大聖グレゴアール勳章 文部大臣 岡田良平

同 上 貴族院議員 伯爵 近衛文麿

同 國 星章附コマンドール、大聖グレゴアール勳章 貴族院議員 伯爵 酒井忠正

同 國 サンシール、クロア、勳章 同 上 柳原義光

同 上 同 上 小笠原長幹

同 上 同 上 松平頼壽

右文部大臣 岡田良平 外五名ヨリ頭書、

賞勳局

外國勳章受領及佩用ノ儀別紙ノ通
願出候條御允許相成可然哉此段
允裁ヲ仰ク

本件ハ本月
文部省ヨリ
計相成
内閣總

昭和二年三月廿二日裁

十九日 内閣書記官長

内閣書記官長



臣及

賞勳局總裁



アル勳章 文部大臣岡田良平

貴族院議員公爵近衛文麿

アル勳章 貴族院議員伯爵酒井忠正

アル勳章 同 上柳原義光

同 上小笠原長幹

同 上松平頼壽

岡田良平外五名ヨリ頭書ノ

賞勳局

受領及佩用ノ儀別紙ノ通
御允許相成可然哉此段

本件ハ本月二十四日迄ニ裁可相成候様
文部省ヨリ申出アリタルニ付御取
計相成度
内閣總務課 賞勳局 内中

外國勲章受領及佩用願

昭和貳年參月拾八日



234

岡田良平儀

今般羅馬法王臺下ヨリダシテ
贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成下度別
紙供閱物件目錄相添へ此段奉願候也

昭和二年三月十日

文部大臣正三位勲一等岡田良平

賞勲局總裁宇佐美勝夫殿

供閱物件目録

- 一 勲章 グランコルドン、ドサン、ケレゴアル、
ル、グラン、オールドル、シヴイル
- 一 勲記 右ニ對スル勲記
- 一 同譯文

壹個
壹通
壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年三月十日

文部大臣正三位勲一等岡田良平

勲記譯文

ヒオ十一世

日本帝國ニ於テ文部大臣タル汝ガ今回、ヴァチカン布
教博覽會ニ對シテ特殊、盡力ヲナシタル事ヲ認め、且
ツ日本駐劄教皇使節ヲ通ジテ汝ヲ予ニ示シタル深キ
敬愛ノ志ヲ賞ス

依テ予ガ特殊、厚情ヲ示サシガ爲、汝ヲ多與旨ニ勲位
ニ叙セントシ本辭令ヲ以テ、グランコルドン、ドサンゲレゴアルケ
ラン、オールドル、シカイル勲章ヲ授與シ名簿ニ登錄ス、ヨツテ
右ニ該當ノ正服又ハ徽章ヲ着用スルコトヲ許可ス。即ハ

角形表面赤色、中央ニ大ケルリオノ徽アル金、十字章ヲ
黃色ノ房アル赤色絹製リボンニテ右肩ヨリ左脇ニ佩用シ
銀製メダルヲ左胸部ニ佩用ス事ヲ許シ、併セテ使用法ヲ
画ケル圖ヲ同封送付ス

予ノ即位第五年、一千九百二十六年、八月十四日

パテロ印押捺

ローマ聖職ニ於テ

外務卿樞機官ガスバリ副署

文部大臣岡田良平殿

受勲理由書

大正十四年ヴァチカン宮ニ於テ開催セラレタル聖年祭
記念布敬博覧會ニ關スル功績ニ依ル


外國勲章受領及佩用願

昭和二年三月拾八日

近衛文磨口儀

今般羅馬法王臺下ヨリグランポルトンドサンクレダアルルダクオレシグシ勲章
贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成下度別
紙供閱物件目錄相添、此段奉願候也

昭和二年三月十日

貴族院議員從三位公爵近衛文磨 

賞勲局總裁宇佐美勝夫殿

供閱物件目録

一 勲章 ルグラン、コルドン、ドサン、グレゴール、
ルグラン、コルドン、ドサン、グレゴール、
一 勲記 右ニ對スル勲記
一 同譯文

壹個
壹通
壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年三月十日

貴族院議員從三位公爵近衛文麿印

勅記譯文

ビオ十一世

汝ノ誠意ニ對シ酬ヒザルヲ得ズ。貴族院議員トシテ榮譽スル
汝ハカトリックニ對シテ好意ヲ示シ、昨年盛大ニ開催セラレ
タルヴァチカン布教博覧會自ニ於テ甚大ナル努力ヲ致セシ事
ヲ認メ、其殊功ヲ予テ謝意ヲ受ケルニ相當スル事ヲ賞ス。
依テ汝ノ功勞ヲ賞シ本辭令ヲ以テ格蘭、 فولドン、サン
グレゴアル、バグラン、オールド、シグイル勅令ヲ授與シ名簿ニ登錄
ス。ヨシテ右ニ該當ノ正服又ハ徽章ヲ着目スル事ヲ許可ス。即ハ
南形表布赤色、中央ニ大グレゴリオノ像アル金ノ十字章ヲ黃
色ノ房アリ赤色リボンニテ右肩、左脇ニ佩用シ、同時ニ銀製
メタルヲ左胸部ニ佩用スル事ヲ許シ、併テ其使用法ヲ函在圖
ヲ同封送付ス。

予、即位第五年、一十九百二十六年、八月十四日

ベニロヨリ押捺

ローマ聖座ニ於テ 外務卿樞密官カスバリ副署

公爵近衛文磨殿

受勲理由書

大正十四年ヴァチカン宮ニ於テ開催セラレタル聖年祭
記念布教博覧會ニ關スル功績ニ依ル

外國勳章受領及佩用願

昭和貳年參月拾八日

酒井忠正儀

今般羅馬法王臺下ヨリヨリ少クモ其ノ旨ニ依テ其ノ勳章
贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成下度別
紙供閱物件目錄相添へ此段奉願候也

昭和二年三月十日

貴族院議員從四位伯爵酒井忠正



賞勳局總裁宇佐美勝夫殿

供閱物件目録

一 勲章
一 勲記
一同譯文

コンマンドール、アヴェツクス、ブラックス、ド、サン、
グレゴアル、ル、ケラン、オルド、シグイル

壹個
壹通
壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年三月十日

貴族院議員從四位伯爵酒井忠正



勳記譯文

ビオ十一世

國家ニ偉勳アリ、華族家庭ニ云月英サレ貴族院議員トシテ
其名赫々タル者ヲ汝ヲ祝福ス。今回ヴアチカン博覽會日ニ於
テ目正大ナル功勞アリ、殊ニ日本委員ハ多額ノ費用ヲ投ジ、
カトリックノ為出品物ノ選擇ニ研究努力セシ事ヲ認ム。
依テ汝ノ功勞ヲ賞員シ、是ニ相當セルコマンドールアヴェックカラツクド、
サンダレゴマルヒケランオルトシグイル勳章ヲ授與シ名簿ニ登録ス。ヨツテ右ニ
該當正服又徽章ヲ着用スル事ヲ許可ス。即八角形表面
赤色、中央ニ大グレゴリオノ像アル垂ノ十字ニ黄トシ黄色

ノ房アル赤色絹制衣リボンニテ首ニ佩用スル事ヲ許シ併セ
テ使用法ヲ画ケル圖ヲ同封送付ス。

予、即位第五年 一千九百二十六年 八月十四日

ペテロ印押捺

ローマ聖王廳ニ於テ

外務卿樞機官ガスバリ副署

伯爵 酒井忠正殿

受勲理由書

大正十四年ヴァチカン宮ニ於テ開催セラレタル聖年祭
記念布敬博覧會ニ關スル功績ニ依ル

外國勲章受領及佩用願

昭和貳年參月拾八日



柳原義光儀

今般羅馬法王臺下ヨリグラン・ポルトン・ド・サン・シルヴェストル勲章
贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成下度別
紙供閱物件目錄相添へ此段奉願候也

昭和二年三月十日

貴族院議員正三位勲三等伯爵柳原義光

賞勲局總裁宇佐美勝夫殿

供閱物件目録

- 一 勲章 グラス、ゴールド、シルバー、グエストル
- 一 勲記 右ニ對スル勲記
- 一 同譯文

壹個
壹通
壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年三月十日

貴族院議員正三位勲三等伯爵柳原義光



勲記譯文

ピオ十一世

國家ニ偉勲アリ、貴族家庭ニ育英セシ貴族院議員トシテ
其名赫々タル者ヨ、汝ヲ祝福ス。今回ヴアケカン博覽會ニ於
テ貴重ナル寶物ヲ寄贈シカトリックノ爲盡カシテ其功少
ナカズタルヲ認め、依テ汝ノ功勞ヲ賞シ、是ニ相當セルグラン・コル
ドン・ド・サン・シルベストル
勲章ヲ授與シ名簿

ニ登録ス、ヨリ右ニ該當ノ正服ス、徽章ヲ着用スル事ヲ許可ス。
即、大ナル銀ノメダルヲ左胸部ニ佩用シ、同時ニ八角形表
面白色、中央ニ聖シルベストル教皇ノ像ヲ金、大十字章

ヲ赤色ノ房ナル長キ赤ト黒ノ絹製リボンニテ右肩ヨリ左
脇ニ佩用スル事ヲ許シ併シテ使用法ヲ画ケル圖ヲ同封送付ス。

予、即位第五年一千九百二十六年八月十四日

ペテロ印押捺

ローマ聖廳ニ於テ

外務卿樞機官ガスパリ副署

伯爵村柳泉義光殿

受勲理由書

大正十四年ヴァチカン宮ニ於テ開催セラレタル聖年祭
記念布敬博覧會ニ關スル功績ニ依ル

外國勲章受領及佩用願

昭和二年三月十八日



小笠原長幹儀

今般羅馬法王臺下ヨリグラシニコルドン、ド、サシシルヴェストル勲章
贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成下度別
紙供閱物件目録相添へ此段奉願候也

昭和二年三月十日

貴族院議員正四位勲二等伯爵小笠原長幹



賞勲局總裁宇佐美勝夫殿

供閱物件目録

- 一 勲章 グラン・ゴールド・サン・シルヴェストル
- 一 勲記 右ニ對スル勲記
- 一 同譯文

壹個
壹通
壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年三月十日

貴族院議員正四位勲二等伯爵小笠原長幹



勲記譯文

ビオ十一世

國家ニ偉勲アリ、華族ノ家庭ニ育英サレ貴族院議員トシテ
其名赫々タル者ヨ、汝ヲ祝福ス。今回ウアケカン博覽會ニ於
テ其大ニ功勞アリ、殊ニ日本委員ハ多額ノ費用ヲ投ジ、
カトリックノ爲、出品物ノ選擇ニ研究努力セシ事ヲ認ム。
依ツテ汝ノ功勞ヲ賞シ、是ニ相當セル、グラン・コルドン、ド、サン、
シルヴェストル勲章ヲ授與シ、名簿ニ登錄ス。ヨツテ右ニ該當
ノ正服スニ徽章ヲ着用スル事ヲ許可ス。即チ大正銀メダル
ヲ厄物部ニ佩用シ、同時ニ八角形表面白色、中央ニ聖シルベ

ストル教皇ノ像タル金、大十字章ヲ赤色ノ房アル長キ赤ト
黒ノ絹製トリボンニテ右ニ肩ヨリ左脇ニ佩用スル事ヲ許可ス、併セテ
使用法ヲ画ケル圖ヲ同封送付ス。

予ノ即位第五年一十九百二十六年八月十日

ペテロ印押捺

ローマ聖廳ニ於テ

外務卿樞機官ガスバリ副署

伯爵小笠原長幹殿

受勲理由書

大正十四年ヴァチカン宮ニ於テ開催セラレタル聖年祭
記念布敬博覧會ニ關スル功績ニ依ル

外國勲章受領及佩用願

昭和二年三月拾八日



松平頼壽儀

今般羅馬法王臺下ヨリグランコルドンサンシルヴェストル勲章
贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成下度別
紙供閱物件目錄相添へ此段奉願候也

昭和二年三月十日

貴族院議員從三位勲三等伯爵松平頼壽



賞勲局總裁宇佐美勝夫殿

供閱物件目録

- 一 勲章 グラスコルドル、ドサン、シルヴェストル
- 一 勲記 右ニ對スル勲記
- 一 同譯文

壹個
壹通
壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和二年三月十日

貴族院議員從三位勲三等伯爵松平頼壽



勲記譯文

比才十一世

國家に偉勲あり、皇族の家庭に二月英王貴族院議員トシテ
其名赫々タル者ヨ、汝ヲ祝福ス。予ハ汝カ今回ヴラケカン布教
博覽會ニ於テ甚大ナル功勞アリ、殊ニ日本委員ハ多額
ノ費用ヲ投ジ、カトリックノタマ其出品物ノ選擇ニ研究勞
カセシ事ヲ認ム。

依テ汝ノ功勞ヲ賞貝ニ是ニ相當ニ格蘭コルドン、ドサンシルヴ
エストル勲章ヲ授與シ名簿ニ登錄ス。ヨツテ右ニ鉄盾ノ
正取ス。徽章ヲ着自用スル事ヲ許可ス。即、大ナル銀ノメ

ダルヲ左胸部に佩用シ。同時ニ八角形表面白色、中央ニ
聖シルヴガエストル紋白キ、像アル金ノ大十ノ子章ヲ赤色ノ房
アル長キ弁ハ黒ノ絹製リボンニテ右肩ヨリ左脇ニ佩用スル事ヲ
許シ、併シ其使用法ヲ画ケル圖ヲ同封送付ス。

予ノ即位第五年一千年九百三十六年八月十四日

ペテロ印押捺

ロウカ聖體ニ於テ

外務卿樞密官ガスバリ副官

伯爵松平頼壽殿

受勲理由書

大正十四年ヴァチカン宮ニ於テ開催セラレタル聖年祭
記念布敬博覧會ニ關スル功績ニ依ル